平成２７年（フ）第１７０号
茨城県結城市大字今宿100番地
債務者　丸田　シツ
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６８号
群馬県桐生市相生町５丁目383番地の２　市営Ａ棟101号
債務者　佐藤　惠司
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第４５５号
千葉県市川市欠真間１丁目17番７号（リバーサイド南行徳102号）
債務者　根岸真樹子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４９１号
千葉県八千代市萱田2214番地113　八千代ハイム202号
債務者　柏木　教枝
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１１号
新潟市中央区高志１丁目14番６号　レジデンスレイクサイド505号
債務者　道下　徳明
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１２号
新潟市中央区高志１丁目14番６号　レジデンスレイクサイド505号
債務者　道下アイ子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３４号
新潟市中央区鐙２丁目14番24号14
債務者　鈴木　成実
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５７号
新潟市西区関屋堀割町１番２号　ヴィラ関水10－Ｂ号
債務者　加藤　好子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６２号
山梨県甲州市塩山熊野６番地１　１－405
債務者　反田　修一
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町1271番地　県営青柳団地２－306
債務者　河西　真記
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
山梨県甲府市緑が丘１－２－13、住民票上の住所山梨県甲府市美咲２丁目14番17号
債務者　髙野　泰子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
長野市大字金箱803番地１
債務者　荒井　三夫
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
長野市大字金箱803番地１
債務者　荒井真由美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
長野市大字安茂里1259番地　Ｊ号
債務者　塚田　里子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
長野県茅野市米沢313番地１　グリーンテラスＢ104号、住民票上の住所長野県茅野市ちの2950番地１　たもつ荘６号
債務者　武藤　架代
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第２３７号
兵庫県姫路市網干区和久442番地１　ディーズコート501
債務者　山本美由紀
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２６２号
兵庫県高砂市時光寺町34番２－203号、従前の住所兵庫県高砂市春日野町10番１－112号
債務者　岡田　宏昌（旧姓宮西）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部